

民事事件の着手金・報酬等基準表

後藤綜合法律事務所
令和元年6月1日制定

I 顧問料

事業者 月額5万円以上50万円以下(税別)

非事業者 月額1万円以上20万円以下(税別)

II 以下は、事件の内容(難易・時間の長短等)により30%の範囲で増減した額とする。

1. 法律相談

定額 1万円(税別)

※生活保護を受けている方、債務整理、経済的困窮者からの相談は無料とする。

2. 内容証明郵便作成

5万円から10万円(税別)

※但し、交渉を伴う場合は以下の4、5を適用する。

3. 手数料

※割合(%)は経済的利益を基準とする(別紙)。

- (1) 契約書類及びこれに準じた法的評価を内容とする意見書・報告書、法的鑑定書等の書類の作成

経済的利益の額	手数料(税別)
300万円以下の場合	10万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+10万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	1.3%+20万円
3億円を超える場合	協議

※公正証書にする場合は3万円を加算する

- (2) 遺言書・遺産分割協議書の作成

経済的利益の額	手数料(税別)
300万円以下の場合	20万円
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+20万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	1.3%+40万円
3億円を超える場合	1.4%+60万円

- (3) 遺言・遺産分割協議書に基づく執行

経済的利益の額	手数料(税別)
300万円以下の場合	30万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2%+60万円

3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+90万円
3億円を超える場合	3.5%+120万円

(4) 会社設立等（設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算）

※資本額若しくは総資産のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額

	手数料（税別）
1000万円以下の場合	4%
1000万円を超え2000万円以下の場合	7%
2000万円を超え、1億円以下の場合	9%
1億円を超え、2億円以下の場合	10%
2億円を超え、20億円以下の場合	10.5%
20億円を超える場合	10.8%

4. 民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件及びそれらの事件の示談・和解の交渉

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件を提起する場合は、いずれも、着手金の最低額は**30万円**（1～2回の審理の見込）または**50万円**（3～5回の審理の見込）とする。

※手形・小切手訴訟事件も以上に準じて算定する。

5. 契約締結交渉事件・督促手続事件

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円	2%+6万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円を超える場合	0.3%+78万円	0.6%+156万円

※いずれも、着手金の最低額は**6万円**とする。

6. 示談・あっせん事件

弁護士が相談者の代理人でなく、両当事者の同意を得て、仲裁者としての立場で、示談・あっせんを行う場合。

①離婚・男女間紛争事件

着手金30万円以上、報酬30万円以上（各税別）

②遺産分割

着手金・報酬金は4に準じて算定。

7. 離婚（夫婦間円満調整）事件

(1)

	着手金及び報酬金（税別）
離婚調停事件または離婚交渉事件	着手金・最低額 30万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は30万円以上90万円以下 報酬金・着手金と同額
離婚訴訟事件	着手金・ 50万円 以上100万円以下 報酬金・着手金と同額

(2) 離婚交渉事件から引き続き離婚調停を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の二分の一とする。

(3) 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の二分の一とする。

(4) 前三項において、養育費、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、4. 民事訴訟事件の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

(5) 離婚事件に伴う子供の引渡し及び親権についての調停・審判

	着手金及び報酬金（税別）
子供の引渡しの調停事件または審判事件	着手金・最低額 50万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は50万円以上150万円以下 報酬金・着手金と同額
親権の調停・審判	着手金・最低額 30万円 （審理が1～2回の見込） 審理が3回以上は30万円以上90万円以下 報酬金・着手金と同額

※離婚事件に加えて、(5)が争点である場合は両者を加算する。

8. 債務整理

(1) 非事業者の私的整理・自己破産事件・民事再生事件・任意整理事件の各着手金は以下のとおりとする。

①債務金額が1000万円以内

債権者数に応じる。

- 1) 10社以下は、**20万円**
- 2) 11社から15社までは、25万円
- 3) 15社から20社までは、30万円
- 4) 21社以上は、協議して定める

②債務金額が1000万円を超え、2000万円以内は、債権者数に拘わらず50万円

③債務金額が2000万円を超える場合は協議して定める。

- (2) 非事業者の私的整理・自己破産・民事再生事件・任意整理事件の各報酬金は着手金を基準とする。但し、非事業者の自己破産は免責決定を受けた時に限る。
- (3) 事業者の私的整理・自己破産・民事再生・任意整理の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。

①着手金（税別）	資本金、資産及び負債の額、関係人の数事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 事業者の自己破産・任意整理 50万円以上 自己破産以外の破産 50万円以上 会社整理 100万円以上 会社精算・特別精算 100万円以上 会社更生 200万円以上
②報酬金（税別）	着手金に準ずる。この場合の経済的利益の額は協議により定める。

9. 日当

1日の往復の交通時間が4時間を超える場合は、原則として5万円以上10万円以下（税別）とする。

10. 少年・刑事事件

(1) 着手金

それぞれ20万円から100万円の範囲内の額（税別）

(2) 報酬金は着手金に準ずる。

但し、事件の複雑さ、困難さ、繁雑さを考慮して、協議により、着手金及び報酬金の額を定める。